

# 福岡県公報

平成18年4月10日

第2519号

増刊 ①

## 目次

告示(第802号)

○平成18年度一般会計予算及び特別会計予算 (財政課) …………… 1

## 告示

福岡県告示第802号

平成18年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成18年2月第15回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成18年4月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成18年度福岡県一般会計予算

平成18年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,512,112,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		526,927,046
	1 県 民 税	122,158,096
	2 事 業 税	156,110,686
	3 地 方 消 費 税	90,540,370
	4 不 動 産 取 得 税	19,478,647
	5 県 た ば こ 税	11,645,792
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,376,425
	7 自 動 車 税	66,644,771
	8 鉦 区 税	7,332
	9 自 動 車 取 得 税	16,174,653
	10 軽 油 引 取 税	42,336,885
	11 狩 猟 税	49,731

(単位：千円)

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	402,552
	13 旧法による税	1,106
2 地方消費税清算金		97,234,542
	1 地方消費税清算金	97,234,542
3 地方譲与税		85,419,253
	1 所得譲与税	80,671,214
	2 地方道路譲与税	3,790,969
	3 石油ガス譲与税	285,023
	4 航空機燃料譲与税	672,047
4 地方特例交付金		3,071,333
	1 地方特例交付金	3,071,333
5 地方交付税		268,160,957
	1 地方交付税	268,160,957
6 交通安全対策特別交付金		1,805,240

	1 交通安全対策特別交付金	1,805,240
7 分担金及び負担金		10,671,946
	1 分担金	779,118
	2 負担金	9,892,828
8 使用料及び手数料		18,127,131
	1 使用料	9,383,986
	2 手数料	8,743,145
9 国庫支出金		184,740,844
	1 国庫負担金	99,853,118
	2 国庫補助金	82,785,931
	3 委託金	2,101,795
10 財産収入		6,118,009
	1 財産運用収入	3,605,342
	2 財産売却収入	2,512,667
11 寄附金		1

(単位：千円)

款	項	金額
	1 寄 附 金	1
12 繰 入 金		26,281,982
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,698,171
	2 基 金 繰 入 金	21,583,811
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		104,984,005
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,544,630
	2 県 預 金 利 子	14,394
	3 公営企業貸付金元利収入	3,400,024
	4 貸 付 金 元 利 収 入	81,907,130
	5 受 託 事 業 収 入	3,293,038
	6 収 益 事 業 収 入	7,565,422
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	119,400

	8 雑 入	7,139,967
15 県 債		178,570,000
	1 県 債	178,570,000
歳 入 合 計		1,512,112,290

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,800,206
	1 議 会 費	2,800,206
2 総 務 費		59,335,322
	1 総 務 管 理 費	26,008,147
	2 企 画 費	11,924,901
	3 徴 税 費	14,653,183
	4 市 町 村 振 興 費	3,880,728
	5 選 挙 費	159,409



(単位：千円)

款	項	金額
	6 防 災 費	965,983
	7 統 計 調 査 費	1,060,837
	8 人 事 委 員 会 費	276,855
	9 監 査 委 員 費	405,279
3 保 健 福 祉 費		240,273,331
	1 保 健 福 祉 管 理 費	56,074,155
	2 高 齡 者 福 祉 費	40,547,731
	3 児 童 家 庭 費	26,447,867
	4 障 害 者 福 祉 費	19,181,938
	5 健 康 対 策 費	9,638,275
	6 生 活 衛 生 費	1,039,789
	7 医 薬 費	2,360,920
	8 監 査 保 護 費	35,703,674
	9 社 会 福 祉 費	49,278,982

4 環 境 費		4,496,932
	1 環 境 費	4,496,932
5 生 活 勞 働 費		8,459,559
	1 県 民 生 活 費	2,944,679
	2 勞 政 費	1,716,140
	3 職 業 訓 練 費	3,088,929
	4 失 業 対 策 費	269,713
	5 炭 鉱 離 職 者 対 策 費	157,411
	6 勞 働 委 員 会 費	282,687
6 農 林 水 産 業 費		75,882,185
	1 農 業 費	16,752,197
	2 畜 産 業 費	2,032,829
	3 農 地 費	33,001,609
	4 林 業 費	13,721,590
	5 水 産 業 費	10,373,960

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		76,354,036
	1 商 業 費	69,388,006
	2 工 鉱 業 費	6,672,014
	3 観 光 費	294,016
8 土 木 費		170,176,763
	1 土 木 管 理 費	14,825,334
	2 道 路 橋 り よ う 費	74,172,303
	3 河 川 海 岸 費	42,075,486
	4 港 湾 費	4,772,250
	5 都 市 計 画 費	22,434,091
	6 住 宅 費	10,320,265
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	1,577,034
9 警 察 費		132,349,533
	1 警 察 管 理 費	128,717,039

	2 警 察 活 動 費	3,632,494
10 教 育 費		399,244,477
	1 教 育 総 務 費	29,105,601
	2 小 学 校 費	141,812,105
	3 中 学 校 費	81,865,387
	4 高 等 学 校 費	72,386,037
	5 特 殊 学 校 費	26,929,010
	6 社 会 教 育 費	4,155,417
	7 保 健 体 育 費	1,433,977
	8 大 学 費	8,399,185
	9 私 立 学 校 費	33,157,758
11 災 害 復 旧 費		3,829,164
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,107,418
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,325,843
	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	72,750

(單位：千円)

款	項	金額
	4 鉦 害 復 旧 費	323,153
12 公 債 費		168,110,613
	1 公 債 費	168,110,613
13 諸 支 出 金		170,600,169
	1 利 子 割 交 付 金 等	168,200,169
	2 公 營 企 業 貸 付 金	2,400,000
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歲 出 合 計		1,512,112,290

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
九州歯科大学施設整備費	平成19年度	311,948千円
平成18年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成18年度から平成28年度まで	元金1,294,000,000千円及び利子に相当する額
動物管理センター設備整備費	平成19年度	138,850千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成18年度から平成29年度まで	3,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県火災共済協同組合の支払資金融資に対する損失補償	平成18年度から平成23年度まで	250,000千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成18年度から平成29年度まで	998,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成18年度から平成31年度まで	190,000千円
中小企業無担保融資推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成18年度から平成29年度まで	400,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県土地開発公社の事業資金の借入れに対する債務保証	平成18年度	借入金34,396千円及び利子に相当する額
同和地区農家農業経営改善資金利子補給	平成19年度から平成34年度まで	16,000千円 ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 200,000千円
農業近代化資金利子補給	平成19年度から平成39年度まで	338,249千円 ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 3,000,000千円

事 項	期 間	限 度	額
同和地区農家農業経営改善資金の債務保証を行う福岡県農業信用基金協会に対する損失補償	平成18年度から平成34年度まで		60,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成19年度から平成29年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 200,000千円	10,008千円
特定農産加工業体質強化資金利子補給	平成19年度から平成29年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 200,000千円	7,931千円
中山間地域活性化資金利子補給	平成19年度から平成34年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 300,000千円	11,620千円
農業経営体育成資金利子補給	平成19年度から平成44年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 2,700,000千円	76,227千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成19年度から平成34年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 500,000千円	49,715千円
農業災害対策資金利子補給	平成19年度から平成22年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 300,000千円	6,157千円
農業災害対策資金損失補償	平成18年度から平成26年度まで		3,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成19年度から平成43年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 300,000千円	4,712千円
養豚経営再建支援資金利子補給	平成19年度から平成33年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 50,000千円	626千円
農地保有合理化促進特別事業損失補償	平成18年度から平成24年度まで		620,814千円
漁業近代化資金利子補給	平成19年度から平成34年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 1,200,000千円	88,430千円
漁業経営安定資金利子補給	平成19年度から平成22年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 12,400千円	230千円

日韓日中関連水域経営安定資金利子補給	平成19年度から平成26年度まで	ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 560,000千円	34,687千円
漁業取締船建造費	平成19年度		799,702千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金及び公営企業金融公庫資金の借入れに対する債務保証	平成18年度から平成38年度まで	建設資金借入金1,532,500千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成18年度から平成38年度まで	建設資金借入金3,280,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成18年度から平成38年度まで	建設資金借入金44,382,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	平成18年度から平成28年度まで	建設資金借入金1,080,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	平成18年度から平成38年度まで	建設資金借入金1,400,000千円	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成18年度から平成28年度まで	業務資金借入金6,951,944千円及び利子に相当する額	
道路改良費	平成19年度から平成20年度まで		2,171,000千円
緊急地方道路整備事業費	平成19年度から平成21年度まで		3,764,000千円
橋りょう架換費	平成19年度		253,000千円
街路緊急地方道路整備事業費	平成19年度		160,000千円



事 項	期 間	限 度 額
被災住宅補修利子補給	平成19年度から 平成23年度まで	2,172千円 ただし、平成18年度利子補給対象融資限度額 75,000千円
公営住宅建設費	平成19年度	3,271,740千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成19年度	135,620千円
小倉北警察署・北九州市警察部改築費	平成19年度から 平成21年度まで	5,957,887千円
老朽校舎改築費	平成19年度	2,112,468千円
施設充実費	平成19年度	401,947千円
高等学校再編整備費	平成19年度	931,100千円
旧福岡県公会堂貴賓館整備活用費	平成19年度	26,924千円

## 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	134,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成18年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
直轄空港事業負担金	831,000			
保健福祉施設整備事業費	3,760,000			
自然公園整備事業費	71,000			
生活労働施設整備事業費	54,000			
農林水産施設整備事業費	765,000			
農地事業費	4,457,000			
林道事業費	1,650,000			
治山事業費	2,517,000			
水産事業費	1,463,000			
久留米リサーチパーク 出資金	154,000			
河川事業費	13,806,000			
砂防事業費	3,594,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸事業費	459,000			
港湾事業費	990,000			
福岡北九州高速道路公社 出資	2,287,000			
都市計画事業費	2,464,000			
道路事業費	37,148,000			
鉄道整備事業負担金	10,007,000			
直轄事業負担金	13,162,000			
公営住宅建設事業費	3,374,000			
警察施設整備事業費	1,780,000			
教育施設整備事業費	13,073,000			
災害復旧事業費	896,000			
鉱害復旧事業費	77,000			
産炭地域開発就労事業費	98,000			
福岡北九州高速道路公社転貸	2,400,000			

退職手当	5,300,000		
住民税等減税補てん	5,155,000		
臨時財政対策	46,644,000		
計	<b>178,570,000</b>		

## 平成18年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成18年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,535 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		21,535
	1 財 産 運 用 収 入	21,535
歳 入 合 計		<b>21,535</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		21,535
	1 積 立 金	21,535
歳 出 合 計		<b>21,535</b>

## 平成18年度福岡県公債管理特別会計予算

平成18年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 279,497,522 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		182,577,522
	1 一 般 会 計 繰 入 金	168,060,941
	2 基 金 繰 入 金	14,516,581
2 県 債		96,920,000
	1 県 債	96,920,000
歳 入 合 計		<b>279,497,522</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		279,497,522
	1 公 債 費	279,497,522
歳 出 合 計		<b>279,497,522</b>



## 平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,007千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		198,006
	1 諸 収 入	198,006
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		<b>198,007</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		301
	1 事 務 費	301
2 繰 出 金		197,706
	1 一 般 会 計 繰 出 金	197,706

歳 出 合 計

198,007

## 平成18年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成18年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,040,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		485,427
	1 諸 収 入	485,427
2 繰 入 金		18,199
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,199
3 繰 越 金		536,592
	1 繰 越 金	536,592
歳 入 合 計		<b>1,040,218</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費		1,040,218
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費	1,040,218

歳 出 合 計
---------

1,040,218
-----------

## 平成18年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成18年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,373 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		14,373
	1 財 産 運 用 収 入	14,373
歳 入 合 計		<b>14,373</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		14,373
	1 基 金 積 立 金	14,373
歳 出 合 計		<b>14,373</b>



## 平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ490,943千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		33,466
	1 一 般 会 計 繰 入 金	33,466
2 繰 越 金		154,118
	1 繰 越 金	154,118
3 諸 収 入		249,147
	1 諸 収 入	249,147
4 県 債		54,212
	1 県 債	54,212
歳 入	合 計	<b>490,943</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金助成事業費		490,943
	1 農業改良資金助成事業費	490,943
<b>歳 出 合 計</b>		<b>490,943</b>

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付事業費	54,212	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

## 平成18年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成18年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,911千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使 用 料	37
2 国 庫 支 出 金		17,442
	1 国 庫 補 助 金	17,442
3 財 産 収 入		4,033
	1 財 産 売 払 収 入	4,033
4 繰 入 金		349,133
	1 一 般 会 計 繰 入 金	349,133
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		10,265
	1 雑 入	10,265

7 県	債	44,000	
	1 県	債	44,000
歳 入 合 計		<b>424,911</b>	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		424,911
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	424,911
歳 出 合 計		<b>424,911</b>

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造成事業費	44,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>



## 平成18年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,662千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,200
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,200
2 繰 越 金		92,789
	1 繰 越 金	92,789
3 諸 収 入		58,673
	1 諸 収 入	58,673
歳 入 合 計		<b>154,662</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		154,662
	1 林業改善資金助成事業費	154,662

歳 出 合 計

154,662

## 平成18年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,370千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,361
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,361
2 繰 越 金		8
	1 繰 越 金	8
3 諸 収 入		123,001
	1 諸 収 入	123,001
<b>歳 入 合 計</b>		<b>125,370</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		125,370
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	125,370

歳 出 合 計

125,370

## 平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,741,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		82,674
	1 一 般 会 計 繰 入 金	82,674
2 諸 収 入		2,056,121
	1 雑 入	2,056,121
3 繰 越 金		1,602,311
	1 繰 越 金	1,602,311
歳 入 合 計		<b>3,741,106</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		1,689,350
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	1,689,350



2 公 債 費		2,051,756
	1 公 債 費	2,051,756
<b>歳 出 合 計</b>		<b>3,741,106</b>

## 平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,238 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		50,238
	1 財 産 運 用 収 入	50,238
歳 入 合 計		<b>50,238</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		50,238
	1 積 立 金	50,238
歳 出 合 計		<b>50,238</b>

## 平成18年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成18年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,752,379 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 巨瀬川開発事業費収入		3,118,860
	1 国庫補助金	1,500,000
	2 繰入金	268,860
	3 県債	1,350,000
2 那珂川開発事業費収入		7,566,045
	1 国庫補助金	1,903,954
	2 分担金及び負担金	3,285,910
	3 繰入金	549,181
	4 県債	1,712,000
	5 諸収入	115,000
3 祓川開発事業費収入		2,067,474
	1 国庫補助金	413,214

	2 分担金及び負担金	554,083
	3 繰入金	729,177
	4 県債	371,000
<b>歳入合計</b>		<b>12,752,379</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 巨瀬川開発事業費		3,118,860
	1 巨瀬川開発事業費	3,118,860
2 那珂川開発事業費		7,566,045
	1 那珂川開発事業費	7,566,045
3 祓川開発事業費		2,067,474
	1 祓川開発事業費	2,067,474
<b>歳出合計</b>		<b>12,752,379</b>

第2表 継 続 費  
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 巨瀬川開発事業費	1 巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	36,888,510	51	100,000	37,007,370	51	100,000
				52	204,000		52	204,000
				53	34,000		53	34,000
				54	8,195		54	8,195
				55	62,639		55	62,639
				56	50,000		56	50,000
				57	90,000		57	90,000
				58	90,000		58	90,000
				59	103,106		59	103,106
				60	120,000		60	120,000
				61	125,779		61	125,779
				62	153,815		62	153,815

				63	226,412		63	226,412
				元	681,877		元	681,877
				2	859,990		2	859,990
				3	680,745		3	680,745
				4	1,303,363		4	1,303,363
				5	1,988,147		5	1,988,147
				6	1,672,863		6	1,672,863
				7	831,056		7	831,056
				8	499,471		8	499,471
				9	454,322		9	454,322
				10	1,533,037		10	1,533,037
				11	1,170,601		11	1,170,601
				12	1,072,541		12	1,072,541
				13	1,094,631		13	1,094,631
				14	1,564,681		14	1,564,681



(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				15	2,802,842		15	2,802,842
				16	2,916,082		16	2,916,082
				17	3,121,722		17	3,121,722
				18	4,000,000		18	3,118,860
				19	4,000,000		19	4,000,000
				20	1,110,000		20	1,110,000
				21	2,162,593		21	3,162,593
2 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	88,914,550	63	150,000	109,668,595	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587

				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
				11	764,463		11	764,463
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,728,512		17	7,728,512
				18	14,000,000		18	7,566,045
				19	14,000,000		19	11,900,000
				20	8,500,000		20	11,300,000
				21	2,500,000		21	8,800,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				22	28,450,129		22	4,300,000
							23	3,600,000
							24	13,500,000
							25	11,200,000
							26	12,200,000
							27	2,500,000
							28	600,000
							29	738,129
3 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	59,947,255	2	156,221	70,185,729	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917

				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,515,487		17	1,515,487
				18	7,500,000		18	2,067,474
				19	7,500,000		19	4,800,000
				20	7,500,000		20	4,500,000
				21	6,500,000		21	5,600,000
				22	23,113,070		22	7,200,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
							23	8,400,000
							24	8,900,000
							25	7,400,000
							26	7,100,000
							27	4,100,000
							28	1,600,000
							29	684,070

## 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
巨瀬川開発事業費	1,350,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
那珂川開発事業費	1,712,000			
祓川開発事業費	371,000			
計	<b>3,433,000</b>			

## 平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,249,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		430,520
	1 使用料	430,520
2 繰入金		2,087,112
	1 一般会計繰入金	10,112
	2 基金繰入金	2,077,000
3 県債		2,690,000
	1 県債	2,690,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		37,374
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	37,373



6 財 産 収 入		4,053
	1 財 産 運 用 収 入	4,052
	2 財 産 売 払 収 入	1
<b>歳 入 合 計</b>		<b>5,249,060</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 運 營 埠 頭 施 設 整 備 費		817,209
	1 県 運 營 埠 頭 施 設 整 備 費	817,209
2 公 債 費		4,431,851
	1 公 債 費	4,431,851
<b>歳 出 合 計</b>		<b>5,249,060</b>

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	1,880,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,016,066 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		9,463,316
	1 分担金及び負担金	4,223,946
	2 国庫補助金	1,878,000
	3 繰入金	440,917
	4 県債	760,000
	5 諸収入	29,388
	6 使用料	507
	7 繰越金	2,130,558
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,022,603
	1 分担金及び負担金	1,501,885
	2 国庫補助金	703,200
	3 繰入金	436,808

	4 県 債	361,000
	5 諸 収 入	19,468
	6 使 用 料	242
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		2,177,897
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	703,321
	2 国 庫 補 助 金	745,000
	3 繰 入 金	85,779
	4 県 債	260,000
	5 諸 収 入	383,751
	6 使 用 料	46
	4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入	
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	213,123
	2 国 庫 補 助 金	20,000
	3 繰 入 金	99,480
	4 県 債	44,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5 諸 収 入	4,150
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		3,269,620
	1 分担金及び負担金	772,551
	2 国庫補助金	1,768,500
	3 繰入金	181,397
	4 県債	539,000
	5 諸 収 入	7,505
	6 使用料	4
	7 繰越金	663
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		2,789,413
	1 分担金及び負担金	738,873
	2 国庫補助金	1,110,100
	3 繰入金	290,858
	4 県債	531,000

	5 諸 収 入	118,582
7 矢部川流域下水道 事業費収入		2,299,534
	1 分担金及び負担金	533,662
	2 国庫補助金	911,500
	3 繰入金	306,161
	4 県債	455,000
	5 諸 収 入	93,211
8 遠賀川中流域下水道 事業費収入		2,876,460
	1 分担金及び負担金	597,853
	2 国庫補助金	1,416,500
	3 繰入金	222,741
	4 県債	543,000
	5 諸 収 入	96,366
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		736,470
	1 分担金及び負担金	189,735

(単位：千円)

款	項	金額
	2 国庫補助金	357,000
	3 繰入金	11,735
	4 県債	178,000
歳入合計		<b>27,016,066</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		9,463,316
	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,463,316
2 多々良川流域下水道費		3,022,603
	1 多々良川流域下水道費	3,022,603
3 宝満川流域下水道費		2,177,897
	1 宝満川流域下水道費	2,177,897
4 宝満川上流流域下水道費		380,753



	1 宝満川上流流域下水道費 業	380,753
5 筑後川中流右岸流域下水道費 事		3,269,620
	1 筑後川中流右岸流域下水道費 業	3,269,620
6 遠賀川下流流域下水道費 事		2,789,413
	1 遠賀川下流流域下水道費 業	2,789,413
7 矢部川流域下水道費 事		2,299,534
	1 矢部川流域下水道費 業	2,299,534
8 遠賀川中流流域下水道費 事		2,876,460
	1 遠賀川中流流域下水道費 業	2,876,460
9 明星寺川雨水流域下水道費 事		736,470
	1 明星寺川雨水流域下水道費 業	736,470
<b>歳 出 合 計</b>		<b>27,016,066</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成19年度から 平成20年度まで		2,004,000千円
多々良川流域下水道建設費	平成19年度		598,200千円
宝満川流域下水道建設費	平成19年度		113,000千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成19年度		3,845,500千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成19年度		577,500千円
矢部川流域下水道建設費	平成19年度から 平成20年度まで		1,712,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成19年度		402,600千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	3,651,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 平成18年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成18年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,897,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,801,542
	1 使 用 料	6,278,618
	2 国 庫 補 助 金	26,947
	3 繰 越 金	147,401
	4 諸 収 入	348,575
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		96,068
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	96,067
歳 入 合 計		<b>6,897,610</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,712,830
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,712,830
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		84,780
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	84,780
3 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		<b>6,897,610</b>

平成18年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	一般病床	410 床	結核病床	50 床
	精神病床	300 床		
(2) 患者延人員	(入院患者	178,485 人	外来患者	164,640 人)
(3) 一日平均患者数	(入院患者	489 人	外来患者	560 人)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		6,910,821 千円
第1項 医業収益		5,177,514 千円
第2項 医業外収益		1,399,346 千円
第3項 特別利益		333,961 千円

## 支 出

第1款 病院事業費	7,712,588 千円
第1項 医業費用	7,216,986 千円
第2項 医業外費用	464,317 千円
第3項 特別損失	30,285 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 資本的収入	786,932 千円
第1項 負担金	347,730 千円
第2項 他会計からの長期借入金	252,244 千円
第3項 補助金	180,000 千円
第4項 固定資産売却代金	6,958 千円

## 支 出

第1款 資本的支出	786,932 千円
第1項 建設改良費	85,337 千円
第2項 企業債償還金	701,595 千円



(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,014,352 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、221,047 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、966,261 千円と定める。

平成18年 3月27日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 48,826,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		480,415 千円
第1項 営業収益		476,959 千円
第2項 財務収益		2,155 千円
第3項 事業外収益		1,301 千円
	支	出
第1款 電気事業費		459,123 千円
第1項 営業費用		433,600 千円

第2項 財務費用	6,484 千円
第3項 事業外費用	9,039 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額156,827千円は過年度分損益勘定留保資金150,761千円及び繰越利益剰余金処分額6,066千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		156,827 千円
第1項 建設改良費		145,761 千円
第2項 企業債償還金		6,066 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 160,668 千円

(2) 交際費 330 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成18年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数  | 52事業所            |
| (2) 総給水量    | 40,658,800立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 111,700立方メートル    |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		1,651,596 千円
第1項 営業収益		1,650,030 千円
第2項 営業外収益		1,566 千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		1,517,857 千円

第1項 営業費用	1,209,394 千円
第2項 営業外費用	288,463 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額677,410千円は過年度分損益勘定留保資金518,831千円及び繰越利益剰余金処分額158,579千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		197,000 千円
第1項 企業債		197,000 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		874,410 千円
第1項 建設改良費		235,980 千円
第2項 企業債償還金		628,430 千円
第3項 予備費		10,000 千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設費	197,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、197,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	187,114千円
(2) 交際費	227千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 白石地区臨海工業用地造成事業	土地造成	365,000平方メートル
(2) 豊前東部内陸部工業用地造成事業	土地造成	43,000平方メートル
(3) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	土地造成	234,000平方メートル
(4) 磯光内陸部工業用地造成事業	土地造成	248,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 造成事業収益			430 千円
第1項 営業外収益			430 千円
	支	出	
第1款 造成事業費			49,465 千円

第1項 営業費用 49,440 千円

第2項 営業外費用 25 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額538,239千円は繰越利益剰余金処分額538,239千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 5,158,015 千円

第1項 工業用地造成事業収入 15 千円

第2項 企業債 2,758,000 千円

第3項 他会計借入金 2,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 5,696,254 千円

第1項 造成事業費 3,296,254 千円

第2項 他会計借入金償還金 2,400,000 千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	2,758,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、49,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 111,920 千円
- (2) 交際費 713 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
1 取得する資産	土 地	内陸工業用地 前原市大字東、富	平方メートル 234,000	
	土 地	内陸工業用地 宮若市磯光	平方メートル 248,000	
2 処分する資産	土 地	臨海工業用地 京都郡荻田町大字与原字白石	平方メートル 43,000	売 払 い

平成18年3月27日議決

福岡県知事 麻 生 渡

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)